

社会福祉法人

霞桜会

お問い合わせはこちら

TEL 029 - 830 - 4755

令和5年4月

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護保険サービス施設・事業所で働く介護職員に対し、職場環境等の改善を行った施設・事業所の介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」として実施されてきました。

2019年の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で新たに「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

特定処遇改善加算では、「経験・技能のある介護職員」に重点化し、介護職員の一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、「その他の職種（介護職以外）」への処遇改善も可能となるなど、柔軟な配分を行なえるようになりました。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 対象職員： 「経験・技能のある介護職員」と「その他の介護職員」及び「その他職種」を対象に、事業所が配分を行います。
- ② 算定要件
  - ・ 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
  - ・ 加算区分（Ⅰ）と（Ⅱ）からなり「入職促進に向けた取組」、「資質向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援、多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、生産性向上のための業務改善の取組、「やりがい、働きがいの醸成」の6区分について、設定された取組を行うこと。
  - ・ 処遇改善加算に基づく取組について、法人のホームページ掲載等を通じて見える化を行なっていること。

- ・特定加算（Ⅰ）の取得には、「サービス提供体制強化加算（最も高い区分）」等を算定していることが必要となります。

### 介護職員等特定処遇改善加算の支給

- 特定処遇改善加算の職員への支給は、賞与（年2回：6月・12月）時に行います。
- 特定処遇改善加算の配分ルールに基づき、「経験・技能のある介護職員」に重点配分しつつ、「他の介護職員」や「その他の職種」にも配分を行います。
  - ① 経験・技能ある介護職員：Aグループ
    - ・当法人において勤続10年以上で、かつ介護福祉士資格を有する常勤職の者及び常勤職に準ずる勤務形態にある非常勤職員
    - ・当法人において勤続10年未満の看護福祉士にあつては、介護主任、同副主任、ユニットリーダー等の役職の者又は同等と法人が認める者
  - ② その他の介護職員：Bグループ
    - ・「経験・技能のある介護職員：Aグループ」に含まれない介護職員
  - ③ 介護職以外の職員：Cグループ
    - ・介護職以外のその他の職種の職員（A、Bグループに含まれない介護職以外の職員）

#### 社会福祉法人 霞桜会

〒300-0876

茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

TEL 029-830-4755 fax 029-830-4771

e-mail morinoie@intio.or.jp